役員等報酬規程

社会福祉法人 英伸会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英伸会の役員報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう「役員等」とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員を いう。

(理事長の報酬)

第3条 理事長には、その執務に見合う報酬を支払う。

(旅費等)

第4条 役員等が理事会等に出席した際は、別表のとおり旅費等を支払う。 2.宿泊を要する場合は、前項のほか宿泊費を支払う。

附則

- 1. この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を以って行う。
- 2. この規程は、平成29年1月1日から実施する。

【別表】

区分	報酬	交通費	宿泊費
理事長	735,000 円/月	実費相当額	実費相当額
理事、監事、評議員	なし	実費相当額	実費相当額
評議員選任・解任	なし	実費相当額	実費相当額
委員会			